

議案第 25 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 7 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、所得が少ない者に対する介護保険料の軽減を強化するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,280円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,280円</u>」とあるのは、「<u>25,920円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,280円</u>」とあるのは、「<u>40,320円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>33,120円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>41,760円</u>」と読み替えるものとする。</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。